

平成30年1月26日

ご案内

沖縄県薬剤師会
会 長 亀谷 浩昌
担当理事 西川 裕

**平成29年度
医療機器販売等の営業所管理者・医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修
～ 高度管理医療機器等継続研修会の開催について～**

<日本薬剤師研修センター認定研修 JPALS(宮古)47-2017-0192-101・(八重山)47-2017-0193-101>

さて、平成14年に公布され平成17年4月より施行された改正薬事法により、医療機器の安全対策が強化され、市販後安全管理制度の導入により、販売業者等に係る遵守事項が強化されました。

高度管理医療機器等を取り扱う場合は、事前に都道府県知事の許可を受ける必要があります。平成18年度からは、許可を受けた販売業等の営業所の管理者は、医薬品医療機器等法施行規則第168条に基づき、毎年度研修を受講することが義務付けられています。

沖縄県薬剤師会では、この継続研修を事業に組み入れ、継続研修会を開催しております。

つきましては、下記の通り標記研修会を開催しますのでお知らせいたします。

記

共 催	公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 沖縄県薬剤師会
日 時	宮古地区開催 : 平成30年2月18日(日) 10:00~12:00 (9:45から受付) 八重山地区開催 : 平成30年3月 4日(日) 10:00~12:00 (9:45から受付)
会 場	宮古地区開催 : シモジ薬局 2階 会議室 (沖縄県宮古島市平良東仲宗根256) ※なお、駐車スペースが無いためバス、タクシーをご利用下さい。 八重山地区開催 : 大濱信泉記念館 (沖縄県石垣市登野城2-70 TEL 0980-84-1551)
研修内容	I. 医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令 II. 医療機器の品質管理 III. 医療機器の不具合報告及び回収報告 IV. 医療機器の情報提供
講 師	沖縄県薬剤師会 理事 吉田 洋史
対 象 者	医薬品医療機器等法施行規則第168条及び第175条第2項に基づく高度管理医療機器(コンタクトレンズを含む)・特定管理医療機器(家庭用電気治療器、補聴器等)の販売業及び賃貸業の届出をしている事業所の管理者 医薬品医療機器等法施行規則第194条に基づく医療機器修理業の責任技術者
申 込	別紙受講申込書に記入 またはホームページより申込み用紙をダウンロードできます。
申込締切日	平成30年 2月 9日(金) 必着 (FAXにて返送下さい)
送 付 先	〒901-1105 南風原町字新川218-10 沖縄県薬剤師会 事務局 FAX 963-8932 電話 963-8930
受 講 料	沖縄県薬剤師会 会員 3,000円、非会員及び薬剤師以外の方 5,000円(テキスト代含む) 受講料は受講申込み後、下記口座へお振込み下さい。 お振込確認後受講票をお送りします。(尚、お振込順で受講番号を付番致します) お振込期限:平成30年 2月 9日(金)(期限厳守) (お振込手数料は貴殿方でご負担お願いします。) 振込先 : 沖縄銀行 本店 普通 口座番号 1150075 一般社団法人 沖縄県薬剤師会
修了証書	研修会終了時配布予定(受講番号順に配布します)

平成29年度 医療機器販売等の営業所管理者
医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修
～ 高度管理医療機器等継続研修会 ～

共 催 公益社団法人日本薬剤師会 一般社団法人沖縄県薬剤師会

平成 30年 3月 4日
於：大濱信泉記念館

◇ プ ロ グ ラ ム ◇

司会 八重山地区薬剤師会 会長 山城 専

9:45～	受 付
10:00～ 12:00	第1章 医薬品医療機器等法その他関連法令 第2章 医療機器の品質管理 第3章 医療機器の不具合報告及び回収報告 第4章 医療機器の情報提供 講 師： 沖縄県薬剤師会 医薬分業対策委員会 中尾 滋久
12:00	修 了 証 書 の 授 与

- ※ 修了証書は閉会后、受講票と引換えに受付でお渡し致します。
- ※ 受講中は、携帯電話の電源は、お切りになるかマナーモードでお願い致します。